

平成28年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成28年3月2日（水曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第6 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第5号 定期監査報告
- 第11 議案第5号 美唄市行政不服審査会
条例制定の件
- 第12 議案第6号 美唄市行政不服審査法
関係手数料徴収条例制定の件
- 第13 議案第7号 行政不服審査法の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例
制定の件
- 第14 議案第8号 美唄市職員定数条例の
一部改正の件
- 第15 議案第9号 美唄市職員の退職管理
に関する条例制定の件
- 第16 議案第10号 地方公務員法及び地方
独立行政法人法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例制定の件
- 第17 議案第11号 美唄市特別職の職員の
給与に関する条例及び美唄市教育委
員会の教育長の給与、勤務時間その

他勤務条件に関する条例の一部改正
の件

- 第18 議案第12号 美唄市給与条例の一部
改正の件
- 第19 議案第13号 美唄市議会の議員その
他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部改正の件
- 第20 議案第14号 美唄市過疎地域自立促
進市町村計画策定の件
- 第21 議案第15号 美唄市過疎地域自立促
進特別事業基金条例の一部改正の件
- 第22 議案第16号 美唄市青少年育成基金
条例の一部改正の件
- 第23 議案第17号 アルテ ピアッツァ
美唄条例の一部改正の件
- 第24 議案第18号 指定管理者の指定の件
（美唄市民会館、美唄市立公民館、
美唄市立公民館拓北分館、美唄市立
公民館桜井邸分館）
- 第25 議案第19号 指定管理者の指定の件
（美唄市営野球場、美唄市営陸上競
技場、サン・スポーツランド美唄）
- 第26 議案第20号 美唄市火災予防条例の
一部改正の件
- 第27 議案第21号 美唄市税条例の一部改
正の件
- 第28 議案第22号 指定管理者の指定の件
（美唄市一般廃棄物最終処分場、美
唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般
廃棄物ストックヤード）
- 第29 議案第23号 指定管理者の指定の件
（美唄市リサイクルセンター）
- 第30 議案第24号 指定管理者の指定の件
（美唄市南美唄福祉会館）

- 第31 議案第25号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件
- 第32 議案第26号 美唄市介護保険条例の一部改正の件
- 第33 議案第27号 指定管理者の指定の件
(美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場)
- 第34 議案第28号 市道路線の廃止の件
- 第35 議案第29号 財産購入の件(ロータリ除雪車)
- 第36 議案第30号 美唄市看護師等修学資金条例の一部改正の件
- 第37 議案第43号 美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件
- 第38 議案第44号 美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件
- 第39 議案第45号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
- 第40 議案第31号 平成27年度美唄市一般会計補正予算(第10号)
- 第41 議案第32号 平成27年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第42 議案第33号 平成28年度美唄市一般会計予算
- 第43 議案第34号 平成28年度美唄市民バス会計予算
- 第44 議案第35号 平成28年度美唄市国民健康保険会計予算
- 第45 議案第36号 平成28年度美唄市下水道会計予算

- 第46 議案第37号 平成28年度美唄市介護保険会計予算
- 第47 議案第38号 平成28年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第48 議案第39号 平成28年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- 第49 議案第40号 平成28年度市立美唄病院事業会計予算
- 第50 議案第41号 平成28年度美唄市水道事業会計予算
- 第51 議案第42号 平成28年度美唄市工業用水道事業会計予算
- 第52 請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

◎出席議員(14名)

議 長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	森 川 明 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	本 郷 幸 治 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	山 崎 一 広 君
9 番	桜 井 龍 雄 君
10番	谷 村 知 重 君
11番	丸 山 文 靖 君
13番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市	長	高 橋 幹 夫 君
副 市	長	藤 井 英 昭 君

総務部長	中平匡司君
市民部長	村谷宗義君
保健福祉部長兼福祉事務所長	千葉一夫君
経済部長	市川厚記君
都市整備部長	本田弘明君
消防長	後藤樹人君
総務部総務課長	佐藤崇君
総務部総務課主幹	村上孝徳君

教育委員会委員長	高橋泰浄君
教育委員会教育長	早瀬公平君
教育委員会教育部長	伊藤敦史君

選挙管理委員会委員長	竹山哲郎君
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇君

農業委員会会長	小川俊美君
農業委員会事務局長	吉村清孝君

監査委員	星野恒徳君
監査事務局長	渋谷裕子君

◎欠席説明員

市立美唄病院事務局長	高倉雄治君
------------	-------

◎事務局職員出席者

事務局次長	三上忠君
	濱砂邦昭君

午前 9 時 5 9 分

●議長小関勝教君 開会前ではありますが、この場合、説明員に関し、副市長から発言を求められておりますので、これを許します。

副市長。

●副市長藤井英昭君 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私から、昨年 12 月 24 日付の人事異動で説明員に変更がありましたので、紹介をさせていただきます。

市民部長の村谷宗義でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

午前 10 時 00 分 開会

●議長小関勝教君 ただいまより、本日をもって招集されました、平成 28 年第 1 回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

病院事務局長高倉雄治君は、本日、公務により欠席いたします。

●議長小関勝教君 次に、教育委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育委員会委員長。

●教育委員会委員長高橋泰浄君（登壇） 発言のお許しをいただきまして、ありがとうございます。

平成 27 年 12 月 24 日の教育委員会議におきまして、委員長に再任されました高橋泰浄でございます。

本市の教育振興に向け、引き続き、努力してまいり所存でございます。今後とも一層のご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

ます。

●議長小関勝教君 次に日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 森川明議員、

2 番 吉岡建二郎議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月22日までの21日間とし、うち3月3日ないし3月7日、3月10日ないし3月21日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長小関勝教君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても、朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 平成28年第1回市議会定例会に当たり、市政執行について、私の所信を申し上げます。

私は、市長就任以来、「第6期美唄市総合計画 前期基本計画」や「美唄市財政健全化計画」、「市立美唄病院経営健全化計画」を着実に推進し、持続可能な自治体運営に努めるとともに、「第6期美唄市総合計画 後期基本計画」や「美唄市人口ビジョン」を基に、「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行い、地方創生交付金を活用して、子育て支援や地域経済の活性化などに取り組んできたところであります。

平成28年度におきましても、人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化、地域医療の再構築、さらには、切迫した財政運営など、さまざまな重要課題が山積しておりますが、「第6期美唄市総合計画 後期基本計画」が始まり、また、「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実質的な初年度となることから、引き続き、スピード感を持った対応や事業の選択と集中を一層図りながら、私が目指す「人も元気にまちも元気に光輝く美唄」の実現に向けて、精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

平成28年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

私のまちづくりの基本は、様々な機会を通じて、多くの市民の皆さんとの対話を大切に

しながら信頼関係を深め、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めることであります。

このため、私自らが先頭に立ち、素早い決断力と幅広い行動力をもって、市民に身近な行政を継続し、地域課題の解決に向けて、しっかりと取り組み、協働のまちづくりを推進してまいります。

次に、平成 28 年度の主要施策について申し上げます。

平成 28 年度は、「第 6 期美唄市総合計画 後期基本計画」のスタートとなる年であり、国の地方創生に対応した、「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、引き続き地方創生に関連する交付金等を活用するなど、人口減少対策や地域経済の活性化に向け、取り組むとともに、市民生活の安全・安心のため、除雪機械やごみ収集車購入などの繰越事業とあわせ、事業の切れ目のない、予算執行に努めてまいります。

はじめに、「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、「食」や「農」など、本市ならではの魅力を生かし、新商品開発や新たなサービスの提供のほか、6 次産業化に向けた取り組みなどを支援するとともに、美唄ブランドとして広く定着するよう、道や市内金融機関と連携し、国内外へ情報発信を行い、販路の拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

農業振興については、本市の基幹産業である農業の経営基盤強化をより一層進めるため、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業を推進し、生産条件の改善や担い手への農地集

積を図るほか、農道、排水路などの農業施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、国や道、農業協同組合等と連携し、水稻、畑作物の栽培試験や鳥獣による農作物被害防止に取り組むほか、農業協同組合が振興するハスカップやアスパラガスの作付定着と生産拡大に向けた支援を拡充し、作物の生産振興を図るとともに、女性や若手農業者の経営感覚や営農技術の向上につながる仕組みづくりを進め、農業経営の体質強化や安定化を推進してまいります。

さらに、日本型直接支払に基づく環境保全型農業や農業・農村の多面的機能を維持發揮する取り組みに対して支援し、消費者に信頼される産地づくりを推進してまいります。

商工業振興については、中心市街地の活性化を図るため、商業組織等が行う買い物バスの運行やまちなか交流広場でのイベントに対して支援するとともに、国などが行っている商業施策の情報提供を積極的に行い、個性ある商店街づくりや消費者のニーズを捉えたサービス向上の取り組みを促進するほか、商品企画や販路開拓に取り組む市民組織と連携し、地元こだわった特産品等の販路拡大に取り組んでまいります。

また、新たな産業創出のため、新製品や新技術の開発を支援していくとともに、国や道などのものづくり産業に対する支援制度の情報提供に努めてまいります。

また、「石炭の黒ダイヤから、雪の白いダイヤへ」をキーワードに、雪冷房施設や N E D O 実験施設の視察受入れをはじめ、本市の利雪の取り組みを広く P R するとともに、国や道の国土強靱化計画等にも沿う、雪冷熱エネ

ルギーを活用したホワイトデータセンター構想や食料備蓄拠点構想の早期実現に向けて、引き続き要望活動を行ってまいります。

さらに、本市経済の活性化に向け、経済施策の戦略づくりを進める検討組織を設置してまいります。

観光・交流については、国内外の観光客の誘致に向けて、岩見沢市、月形町など2市4町で連携して実施するサイクリングイベント「北海道そらちグルメフوند」などを通じ、本市の魅力を国内外に情報発信するとともに、「地域おこし協力隊」の制度を活用し、サイクリングなどによる広域観光ルートの形成や市内で生産される農産物を活用した商品開発のほか、SNSなどのインターネットやアンテナショップPiPaを活用し、観光資源や特産品の情報発信を行ってまいります。

また、交流拠点施設ゆ〜りん館については、安心して快適に利用していただけるよう、防犯カメラの設置や温泉設備の濾過機などを更新してまいります。

さらに、本市へのふるさと納税について積極的にPRを行うほか、特産品など美唄ならではの返礼品の掘り起しを行い、新規納税者やリピーターの確保に努めてまいります。

移住・定住の推進については、住宅の新築や中古住宅を購入した転入者への助成を継続するとともに、15歳未満の第3子以降に対する助成を拡充してまいります。

公共交通については、市民の皆さんが安心して利用できる交通手段の確保に向け、本年4月から施行される「地域交通網形成計画」に基づき、民間事業者と連携し、利用者の意見を伺いながら地域の実情に応じた、市民バ

スの循環運行や乗合タクシーの運行を継続してまいります。

また、老朽化の著しい市民バスの更新を行い、安全運行に努めてまいります。

情報化推進については、本年4月から施行される「美唄市情報化推進計画第3次改定」に基づき、市の公式ホームページやSNSによる医療・保健・福祉、子育て支援など市民生活に身近な情報をきめ細かく提供するとともに、多言語対応により、まちの魅力を多くの外国人の方々にも発信してまいります。

また、光回線サービスエリアの拡大に向けて、引き続き関係企業などへ働きかけてまいります。

社会保障・税番号制度については、引き続き制度概要等について啓発活動を行うとともに、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図り、個人情報の保護に努めてまいります。

次に「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」であります。

子育て支援については、子どもが健やかに成長できる環境づくりに向け、「美唄市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、行政、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもたちを育てていくことができるよう「子育て地域ささえあい事業」の充実に努めてまいります。

また、本年4月に開園する「美唄市立ピパの子保育園」の特色ある保育として、幼児期の心身の発達を目的に、幼児期における運動遊びを日常的に取り入れ、運動習慣の定着を図るとともに、この取り組みが他の保育施設等へ普及されるよう啓発活動等を行ってまいります。

さらに、保育園の入園状況や保育内容、子育て支援事業に関する情報発信を積極的に行い、保育事業の透明化を推進し、保護者等との連携を深めていくとともに、病児・病後児保育事業については、平成 28 年度中の実施に向けて取り組んでまいります。

学校教育については、教育環境の改善に努めるとともに、英語教育の充実等による確かな学力の育成をはじめ、体力の向上や豊かな心の育成など、次代を担う子どもたちが自立して社会を生き抜くための基礎を育んでまいります。

また、本年 4 月から、教育委員会との協議・調整のもと、「美唄市教育大綱」に基づいた教育の振興に努めてまいります。

芸術・文化・生涯学習については、市民の皆さんが意欲をもって主体的に多様な活動に取り組むことができるよう、文化・体育施設の適切な管理運営とともに、学習機会や情報の提供に努めてまいります。

生涯スポーツや健康づくりに向けては、「スポーツ健康都市宣言」を契機とし、スポーツ振興に係る組織を設置し、市民の皆さんが、健康で生き生きと暮らすことのできるまちづくりを目指すとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿を含むスポーツ合宿の誘致に向けた取り組みを推進してまいります。

男女共同参画については、平成 29 年度が「美唄市男女共同参画計画（第 2 次）」の最終年度であることから、実績と検証を踏まえつつ、女性活躍推進法に対応した「第 3 次」計画を策定してまいります。

また、美唄市男女共同参画推進協議会と連

携を図り、講演会や各種広報活動を継続し、家庭・職場・地域などにおける男女平等の意識醸成や男女共同参画社会づくりに向けた普及啓発を行ってまいります。

さらに、配偶者などからの DV 被害などの悩みや問題に関する各種相談について、庁内はもとより関係機関との連携を強化し、適切な初動対応による安全確保に努めてまいります。

平和施策については、「核兵器廃絶平和都市宣言」やまちづくりにおける理念として「平和の希求」を掲げて、核兵器の廃絶や世界の恒久平和の実現を願い、平和図書コーナーや平和ミニコンサートなど平和祈念事業を継続し、市民の皆さんとともに平和施策を推進してまいります。

次に「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、宮島沼水鳥湿地センターを拠点として、沼の湿地環境を維持していくための基礎調査を継続していくほか、地域住民との協働によるイベント開催や環境学習などにより、ワイズユースを推進してまいります。

また、宮島沼と周辺の湖沼群などが国の「生物多様性保全上重要な里地里山」の一つに選定されたことから、マガン等が飛来する環境を維持するため、沼の環境保全と再生に関する検討会議を設置してまいります。

環境行動については、市民一人ひとりが環境を大切にする行動がとれるよう、環境に関する情報提供を充実させるとともに、クリーン作戦の実施やエコセミナー、出前講座などを通じて、市民の環境意識の高揚を図ってま

います。

ごみ処理については、ごみの分別排出を徹底していただくため、分別説明会の開催やサンアール推進員などと連携した活動に取り組み、ごみの減量化やリサイクル活動を推進していくとともに、不法投棄防止に向けた啓発活動を行ってまいります。

また、「美唄市環境基本計画」に基づき、最終処分場や生ごみ堆肥化施設の適切な管理を行い、資源の有効利用を含めた循環型社会を推進してまいります。

都市基盤整備については、人口規模に見合ったコンパクトな市街地の形成に向けて、用途地域の見直しを行うなど、コンパクトシティ構想の策定に取り組んでまいります。

市道については、引き続き主要路線の整備を行うとともに、老朽化の著しい路線の舗装補修や側溝整備を行ってまいります。

橋梁については、市民の皆さんが安心して、通行できるよう、近接目視点検を行うとともに、老朽化が著しい、橋梁の補修を行ってまいります。

道路施設については、町内会などが設置するLED街路灯の設置費用の7割以内補助を継続するとともに、平成27年度の事業効果を踏まえ設置灯数の増加を図り、LED化を促進してまいります。

広域交通網の整備については、渋滞等の緩和のため、国道12号峰延道路の4車線化や芦別市や富良野市を結び、今後の観光交流の重要な路線となる道道美唄富良野線などの早期完成に向けて、国や道に引き続き要望してまいります。

除排雪については、道路や歩道を市民の皆

さんが安心して通行できるよう国や道などと連携し、除排雪を行い、冬道の安全確保と市民生活に支障がないよう努めてまいります。

市営住宅については、本年4月から施行される「美唄市住生活基本計画」に基づき、今後予定している公営住宅の建替えや再編による適正な供給戸数の検討を進めてまいります。

また、団地の外部改修を行い、長寿命化を図るとともに、入居を希望される方々のニーズに応じた住宅の供給に努めてまいります。

民間住宅については、バリアフリーや断熱改修に対し、引き続き支援してまいります。

上水道については、計画的に老朽管の改良や浄水場設備の更新等を行い、有収率の向上と赤水発生の解消を図り、安全で安心な飲料水の供給に努めてまいります。

また、健全な事業経営のため、収納率の向上と経費の節減に努めてまいります。

桂沢水道企業団については、浄水場の更新を進めるとともに、引き続き水道事業の広域化に向けた検討を行ってまいります。

下水道については、浸水対策として、雨水整備事業を継続するとともに、峰延地区の汚水処理整備を引き続き行ってまいります。

また、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進し、良好な衛生環境に努めてまいります。

景観・緑づくりについては、生ごみの堆肥を活用した、花木の植栽を市民の皆さんとの協働により実施するとともに、景観の向上や緑づくりに向けた活動を推進してまいります。

公園施設については、「美唄市公園施設長寿命化計画」に基づき、都市公園などの遊具施設の更新を行うとともに、幼児から高齢者ま

で、多世代が利用できるよう施設整備の検討を行ってまいります。

また、公園施設の適切な維持管理を行い、利用者の安全と快適な環境づくりに努めてまいります。

森林については、市有林の伐採などを行い、適正管理に努めるとともに、森林資源の循環利用を推進するため、民有林の維持・保全の取り組みを引き続き支援してまいります。

次に「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については、「びばいヘルシーライフ 21 第 2 期計画」に基づき、市民の皆さんの生活習慣の改善やライフステージに応じた健康づくり事業を行うほか、各種のがん検診や予防接種を引き続き実施し、疾病予防に努めてまいります。

また、受動喫煙防止については、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが大切であり、関係団体との連携を図りながら、広報紙等を活用した情報提供や健康被害に関する普及啓発を行うとともに、保健指導、健康教室等における指導の充実を図ってまいります。

保健センターについては、検診室を快適に利用いただけるよう空調設備の改修を行ってまいります。

国民健康保険事業については、保険税の収入確保に努めるほか、増加を続ける医療費の抑制を図るため、被保険者の健康維持と疾病の予防や重症化を防ぐ適切な受診への取り組みを行ってまいります。

また、医師会などと連携を図りながら、特定健診等の受診率の向上とジェネリック医薬

品の使用促進を図ってまいります。

さらに、平成 30 年度からの国保広域化等に向けた取り組みを進めてまいります。

地域医療については、市民の皆さんが健康でいきいきとくらすよう、持続可能な医療提供体制と少子高齢社会に対応した保健・福祉・介護との包括的な連携システムの構築に向け、取り組んでまいります。

また、保健医療福祉の連携拠点となるべき市立美唄病院及び保健福祉総合施設については、北海道が策定する地域医療構想との整合性を図る必要があることから、関係機関との協議や「市立美唄病院改革プラン策定・推進市民委員会」などとの連携を図りながら、施設整備に向けた基本構想・基本計画を策定してまいります。

救急医療については、引き続き地元医師会や近隣中核病院と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保してまいります。

市立病院については、総務省の「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえた「新公立病院改革プラン」を策定することとしており、この策定に向けた取り組みを進めてまいります。

障がい者福祉については、障がい者が安心して地域で暮らしつづけるため、必要な福祉サービスを安定的に提供できる体制を継続してまいります。

さらに、全ての市民がお互いに尊重し、支え合う社会の実現のため、障がい者に対し、理解を深めるための取り組みを行ってまいります。

また、虐待の防止やその早期発見のため、事業者などの関係機関と連絡調整を図ってま

います。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域包括ケア体制の充実を図ってまいります。

また、高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、介護予防事業等の地域支援事業への取り組みを推進するほか、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を継続し、認知症の人とその家族が安心して地域で生活できるように支援してまいります。

さらに、東地区生活支援センターを安心して利用いただくため、暖房設備の改修を行ってまいります。

生活福祉については、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、就労相談や住宅確保への給付金の支給を継続するほか、再就職を目指す生活保護受給者等に対し、就労の基礎能力の形成を支援してまいります。

また、低所得者に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金の支給を行うとともに、経済成長の恩恵が及びにくい低所得の高齢者や障害及び遺族基礎年金受給者に対し、給付金の支給を行ってまいります。

次に「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、多様な災害に対処できるよう防災資機材の計画的な更新に加え、衛生用品や簡易トイレなどを新たに整備を行うとともに、積極的な普及啓発活動により、自主防災組織率を高め、地域の防災力向上を図っ

てまいります。

防犯については、自主防犯組織の設立を進めるとともに、警察署をはじめ防犯協会や市内の関係団体と連携し、安全で安心な犯罪のないまちづくりを進めてまいります。

交通安全については、交通安全3ゼロ運動推進協議会と連携し、引き続き、小学生を対象とした「自転車教室」や老人クラブを対象とした「高齢者交通安全教室」を行ってまいります。

消防については、旭通広幅に伴う旭分団詰所の建て替えを行うとともに、消火栓の整備を行ってまいります。

救急については、高規格救急自動車を更新し、近年増加している管外への搬送に万全を期してまいります。

また、救急講習会を実施し、応急手当の普及を図るほか、救急救命士の病院実習及び各種研修を行い、救命率の向上を図ってまいります。

火災予防については、査察及び広報活動により、住宅防火対策の普及や家庭における防火意識の向上を図り、住宅火災による被害の軽減に努めてまいります。

消防団については、団員の確保と強化・充実に向け、イベントのほか、各種広報活動を通じて、入団への呼びかけを積極的に行い、団員の定数確保に向けて、取り組んでまいります。

消費者保護については、近年、特殊詐欺など悪質、巧妙化している犯罪の被害を未然に防止するため、「消費者被害防止ネットワーク」を活用し、各種イベントや市のホームページでの情報提供に努めるとともに、市民が

安全な消費生活を送れるよう、警察や地域の安全・安心を守る様々な団体との連携を図ってまいります。

雇用対策については、雇用のミスマッチなどの雇用情勢を踏まえ、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」に就労支援相談員を配置し、ハローワークとの連携のほか、企業誘致活動を積極的に展開し雇用の場の確保に努めてまいります。

また、雇用機会の拡大と人材育成を図るため、就職希望者の技能や知識習得に対する助成及び中小企業が行う人材育成に対する助成を継続するほか、国や道の各種助成制度の積極的な活用について周知に努めてまいります。

コミュニティについては、市民が住みなれた地域で、家族や隣近所との絆を保ち、地域の一員として、共に支え合い、安心した生活を送れるよう町内会活動はもとより、住民自らに取り組むための活動を支援してまいります。

また、総合福祉センターを安心して、利用いただくため、ボイラー等の更新を行ってまいります。

次に「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、引き続き、ボランティアによる子どもの見守りや託児支援などを行う子育てサポーターの育成、活動を推進するとともに、まちづくりへの参画を促すためには、市民や各種団体、企業との情報共有、発信することが重要であることから、広報紙やホームページなどの広報活動のほか、自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会、地域応援チームなどの広聴活動を行ってまい

ります。

また、札幌国際大学や札幌大学、札幌大谷大学などのご協力のもと、取り組んできた美唄サテライト・キャンパス事業が4年を経過し、これまでの取組が文部科学省からも高い評価をいただいているほか、ワークショップ形式による自主活動グループ発足支援事業を実施するなど、今後の展開に、大きな飛躍が期待されていることから、大学との連携を一層、強化しながら、人材の育成に取り組み、活力あるまちづくりに取り組んでまいります。

行財政運営については、本市は、依然として、厳しい財政状況が見込まれることから、平成28年度から平成32年度を期間とした「中期財政運営基本方針」を策定するとともに、行財政改革を推進し、持続可能な自治体運営に取り組むほか、「総合計画後期基本計画」を着実に推進するため、平成29年度から平成32年度までを計画期間とした事務事業インデックスの策定を行ってまいります。

公共施設等の維持については、施設の全体を把握し、長期的な管理や活用の視点をもって、更新・統廃合・長寿命化に向けた取り組みを推進するため、現在、策定作業を進めている「美唄市公共施設等総合管理計画」の策定を継続してまいります。

また、地域の活性化に向け、基礎自治体としての役割がますます重要となる中であって、多様化する社会や価値観の変化などによる様々な行政ニーズに、迅速且つ的確に対応するため、組織、機構を見直すとともに、グループ制から係制に移行し、施策に対応する効率的な組織づくりに努めるなど、職員研修の充実や人事評価制度の活用、道などとの人事

交流による高い専門性を持った人材の育成に努めてまいります。

以上、平成 28 年度の市政執行方針を申し上げます。

私は、自分の目で直接現場を確認し、地域住民や利用者の皆さんの実感を掴み取る「現場主義」と小さな課題であっても解決したり結果を残すといった成功体験を積み重ねる「スモールサクセス重視」の実践が協働のまちづくりを醸成していくものと考えております。

本市の人口は、高齢化と少子化が急速に進み、将来にわたって持続的で自立したコミュニティとして維持して行くためには、人口の「自然減」と「社会減」の双方への対策を同時に進めて行くことと併せて、この「現場主義」と「スモールサクセス」を積み重ねて行く必要があります。

また、市民の皆さんと一緒に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が完成し、まさに、これから本市の地方創生に向けた実行の段階へと移ります。

私といたしましては、「産業を元気にして安定した雇用を創出する」、「地域資源を使って新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「高齢者や子どもたちが安心して暮らせるコンパクトなまちをつくる」の、4つの目標を掲げ、依然として続く、厳しい財政状況のなかにあっても、地方創生を推進し、未来を見据えた、新たな『健康』、『産業』、『安全・安心』戦略で『活力あるまちづくり』に向けて力強く取り組んでまいりますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を

お願い申し上げます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 平成 28 年第 1 回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

昨年、本市では、光珠内いん石の落下 90 年を記念した特別展や峰延獅子舞に関するシンポジウムの開催など、文化財を見直す機会が幾度かありました。その度に、まちの歴史を振り返り、伝統や文化を守り育ててきた先人の労苦を考える機会を得ることができました。

また、次代を担う人たちを育むためには、私たちのまちが培ってきた精神を伝え、伝統や文化への理解を深めながら、伝えるべき歴史を正しく未来へと引き継ぐことがいかに大切かということを感じました。

まちづくりにおいても、また、教育活動や文化活動においても、長い時間の営みの中で築き上げられたものが次の世代に手渡され、それを積み重ね、いまの姿が形づくられています。

現在、我が国においては、多くの教育的課題が提起され、また、地方創生の動きの中では、教育分野においても、地方の創意と総合的な力量が問われております。

教育委員会といたしましては、多くの課題を乗り越えて最善のものを未来へと手渡していくために、本市の伝統や歴史に立脚しつつ、「変化への挑戦」そして「未来を生きるための希望づくり」という教育が担うべき役割を改めて認識し、平成 28 年度の教育行政の執行に当たってまいります。

次に、各分野の施策について、申し上げます。

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼児期は、生涯にわたる学習意欲をはじめ、学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、小学校以降における「学習の芽生え」を育む重要な時期に当たります。

そのため、幼稚園教育におきましては、集団活動の中で、子どもたち同士の交流や様々な人との交流、身近な自然とのふれあいなどの多様な体験を通して、幼児期に必要な豊かさとの出会いの場を提供し、健やかでのびのびと活動することができる子どもたちを育てまいります。

現在、公立幼稚園としては1園となっている栄幼稚園につきましては、将来的に、園児数の減少や隣接するアルテピアッツァ美唄の来訪者数の増加などが想定され、幼稚園や園児を取り巻く環境が変化していくことが見込まれることから、施設の在り方に関し、具体的な検討を行ってまいります。

小中学校教育におきましては、一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質や能力を育成するとともに、自らの人生や社会をより良く変えていこうとする態度を醸成していくことが重要な課題となっております。

そのため、基礎的・基本的な知識と技能を習得させるとともに、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むなど、主体的に学習に取り組む態度を促す教育の充実が必要であることから、「何を知っているか」「知っていることをどのように活用するか」「どのように地域や社会とかかわるか」という学習への動機づけやプロセスに留意し、新しい時代に求められる力の総合的な育成に

努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、「確かな学力育成プラン」を着実に推進し、全国的な調査による学力・学習状況等の分析と検証をもとに、基礎学力の向上に努めてまいります。

学習指導においては、言語活動の充実や探究的な学習、ICTの活用等により、授業における興味・関心の喚起、学習活動の振返り、幼小中連携による学習の連続性などを重点として、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、英語教育の充実に向けては、外国語指導助手を1名増員し、2名体制にします。

北海道教育委員会指定事業である「地域の学力向上支援事業」の指定校になっている東小学校においては、2年間の実践研究を取りまとめ、その成果を学力向上に生かしてまいります。

生活のリズムの確立や授業の予習・復習、読書習慣等の定着に向けては、家庭学習の充実が欠かせないことから、「家庭学習の手引き」による啓発活動に努めるとともに、学校からの具体的な学習方法や情報の提供を通して、発達段階に応じた主体的な学習習慣が身に付くよう、家庭との連携を図ってまいります。

特色ある教育の推進につきましては、農業や食の大切さ、生命の大切さについての学びを深めるため、農業体験学習を取り入れたグリーン・ルネサンス推進事業を継続してまいります。

複式学級がある小学校につきましては、社会科や理科の授業における学習支援をするため、学習支援員を継続して配置してまいります。

市内道立高等学校との連携につきましては、高等学校による中学校への出前授業や中学校による高等学校施設の活用などを通し、中高の交流を進めるとともに、新たに、高等学校の教育活動に対する支援を行ってまいります。

市内の小中学校につきましては、児童生徒数の減少が続いていることから、学校の適正規模に関して、具体的な検討を行ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、社会生活を送る上で欠かせない規範意識や自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、それらを基盤として、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てる必要があります。

そのため、教育活動全体を通して行う道徳教育をはじめ、発達段階に応じた社会奉仕や自然体験活動、読書活動等を通じて、ルールやマナーを身に付けるとともに、互いに尊重し合う気持ち、やさしさと思いやりの心を育ててまいります。

「心と心をつなぐ指導」につきましては、教職員や保護者を対象とした研修を継続するとともに、この研修を学校での実践へとつなげてまいります。

不登校などへの対応につきましては、家庭と学校との連携を図りながら、適応指導教室での指導やスクールソーシャルワーカーとの関わりの中で、子どもたちの生活のリズムを整え、学習意欲の醸成等へとつなげてまいります。

いじめの防止につきましては、いじめ問題審議会をはじめ、関係機関や団体との連携のもと、子どもたち自身がいじめについて考え

る機会をつくる等の環境づくりを進めるため、仲間づくり「子ども会議」を開催いたします。

文部科学省指定事業である「いじめ未然防止モデルプログラム事業」の指定校になっている峰延小学校では、最終年次として、3年間の実践研究を取りまとめ、その成果を活かしてまいります。

登下校時などの安全対策といたしましては、交通安全指導や通学路の安全点検とともに、警察の協力をいただき、防犯訓練等を実施してまいります。

健やかな体の育成につきましては、家庭や地域との連携を図りながら、健康に関する適切な活動の実践を促し、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことが重要であります。

本市においては、体力・運動能力における「敏捷性」や「持久力」等に課題が見られることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を全ての学年で実施し、その結果の分析に基づいて、運動能力の向上と体力増進のための取組みを継続するほか、北海道教育委員会指定事業である「体育授業改善テクニカルサポート事業」の指定校になっている茶志内小学校では、2年次の実践研究の成果を取りまとめ、体力の向上に生かしてまいります。

また、朝食の摂取や睡眠時間など、正しい生活習慣を身に付けるために必要な知識や実践について、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

食育の推進につきましては、地元食材を活用した安全で安心な学校給食の提供とともに、栄養教諭による食に関する指導を通して、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた

食生活を促してまいります。

特別支援教育につきましては、自立や社会参画に向けて必要な資質や能力を身に付けるため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を通じて、障がいの状態や発達の段階に応じた適切な就学指導と校種間の円滑な接続を図り、一人一人の学びの連続性の実現を目指してまいります。

支援体制の充実に向けましては、各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の研修を実施するとともに、個々の教育的ニーズに対応するため、美唄市特別支援教育連携協議会の専門家チームによる巡回相談を行ってまいります。

北海道教育委員会指定事業である「発達障がい支援モデル事業」については、モデル校になっている栄幼稚園、中央小学校、美唄中学校による最終年次の実践研究活動を進めるとともに、市内他校においても、北海道教育委員会が作成した校内研修プログラムや実践事例集を活用し、実践に取り組んでまいります。

信頼される学校づくりに向けましては、家庭や地域との連携・協力のもと、意見や要望を的確に学校運営に反映させ、地域や学校の実情に応じた創意工夫のある教育活動を展開していくため、今日的な学校経営の在り方について検討してまいります。

また、学校評価やPTA活動、学校だより、ホームページなどを通じて、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、共通理解を深め、信頼される学校づくりに努めてまいります。

教職員研修につきましては、教員としての

使命感や専門的知識、実践的指導力等に関する資質や能力の養成とともに、学校を取り巻く新たな教育課題に対応できる力量を身に付けるため、引き続き、校内研修の充実や公開研究指定校事業の実施、ICT研修やカウンセリング研修などの専門研修を開催します。

「ふるさと美唄研修」につきましては、教職員が美唄の歴史や産業などを学び、授業等に生かせるよう、継続して実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、コンプライアンス確立月間の周知や職場研修などを通じて、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

学校施設の整備につきましては、小中各1校の給食用小荷物専用昇降機の改修、東中学校の給排水衛生設備工事实施設計、東小学校の屋内運動場の床改修を実施するほか、スクールバス1台の更新を行います。

また、小中学校に配置しているコンピュータについては、基本ソフトのサポートが終了することから、小学校では児童用及び教師用機器を、中学校では教師用機器を更新します。

学校給食センターにつきましては、老朽化している食缶洗浄機等を更新し、施設の適正管理を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

次代を担う青少年の健全な育成については、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる分野におけるすべての人々がそれぞれの役割と責任を担いつつ、相互に協力しながら市民総ぐるみで取り組み、良好で安全、安心な社会環境をつくることが求められております。

そのため、先般制定された「美唄市教育の

日」を踏まえ、様々な団体や機関等との連携のもと、まち全体で子どもたちを守り育ていくための機運の醸成に取り組んでまいります。また、多くの方々に教育への関心を高めていただけるよう、新たに、市内の幼・小・中学校において、地域一斉参観日を実施いたします。

青少年の健やかな成長を支える具体的な取り組みといたしましては、様々な体験機会の提供やスポーツ教室の開催、芸術文化活動の促進、優良青少年表彰などを実施するほか、青少年センターにおきましては、街頭指導、有害環境の浄化、情報モラルの育成など、子どもたちを犯罪やインターネット上のトラブルから守り、安全な地域をつくるため、必要な指導と啓発を継続してまいります。

放課後児童施設につきましては、子どもたちが放課後に安心して過ごせる生活の場としての環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性の育成や基本的な生活習慣の確立を目指し、事業の充実と施設の適正な管理運営に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、平成 28 年度からスタートする「第 2 次美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」に基づき、各施策の充実を図ってまいります。

生涯学習活動の充実につきましては、学ぶことを通じて、人や社会とのつながりを深め、さらに学んだことを生かすことでまち全体の活性化や発展につなげるという視点が重要になっております。

そのため、ライフステージに応じた学習活

動の展開に配慮しながら、市民の皆さんが意欲をもって多様な学習ができる美唄サテライト・キャンパス事業におきましては、市民カレッジを統合し、専門的な観点からの講座の開講や連携協定を締結している大学との協働事業の実施により、まちづくりや文化活動などにつながる取組みを進めてまいります。

情報提供につきましては、教育委員会をはじめ各種団体やサークル等が市内で開催する文化活動やイベントに関する情報を集約し、市民の皆さんに一元的にお知らせする仕組みに取り組んでまいります。

文化財につきましては、地域の歴史や文化を伝える重要な財産であり、地域の愛着や誇りにつながるものであることから、適切な保存と活用に努めてまいります。

無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊につきましては、保存会との連携により、後継者の育成に努めてまいります。

有形文化財である美唄屯田兵屋等につきましては、老朽化に対応するため、保存と活用の在り方について、検討を進めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化庁長官表彰を受賞した「文化芸術創造都市」としての進展を図るため、市民文化祭や美術展の開催、演劇鑑賞会等への助成など、市民の皆さんの創作活動や芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民会館・公民館では、大ホールの音響系統の改修などを実施してまいります。

アルテピアッツァ美唄につきましては、美術館としての位置づけを明確にし、芸術文化の振興と美術教育の場として、様々な交流活

動を一層広げることにより、質の高い文化の創造とまちの賑わいの創出に寄与してまいります。

郷土史料館につきましては、専用使用に係る利便性の向上や移動史料館の開催等により、郷土学習を中心とした幅広い利用の促進を図ってまいります。

図書館につきましては、市民の皆さんが読書活動を広げ、深めることができるよう、後藤竜二作品朗読会や企画展示の充実に取り組むとともに、図書資料や情報提供の充実を図り、暮らしや学習など様々な場面で役立つ図書館づくりを進めてまいります。

子どもの読書活動につきましては、平成28年度からスタートする「第3次美唄市子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業や図書館ボランティアのご協力による読み聞かせの実施のほか、学校配本事業による学校図書館の支援など、子どもが読書に親しむ環境づくりに努めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、すべての市民が健康で生き生きと暮らすことのできるまちづくりを目指し、「スポーツ健康都市宣言」を行い、世界的な健康イベントである「チャレンジ・デー」への参加などを通じて、年齢や体力に応じたスポーツや運動、健康づくりの定着に向け、気運の醸成と実践の促進に努めてまいります。

軽スポーツから各種競技スポーツまで、スポーツに取り組みやすい環境づくりに向けては、関係団体等と連携、協働し、市民体育祭をはじめ、スポーツ教室やスポーツ大会の開催、学校体育施設開放事業などを継続し、生涯スポーツを進めてまいります。

体育施設につきましては、スポーツやレクリエーション活動の際の安全で快適な利用を図るため、総合体育館及び温水プールにおきましては、ボイラーを更新いたします。

市営野球場につきましては、老朽化が著しいことから、緊急度や優先度を考慮し、必要な施設の改修に向け、実施設計を行ってまいります。

以上、平成28年度の教育行政執行方針を申し上げます。

私たちがいま生きている21世紀の社会は、知識も技術も環境も、急激な速度で変わっており、想定外の問題が次々と起こる社会です。世界の教育界では、グローバル社会を生き抜く能力を育てるために、「21世紀型スキル」の育成を重視した教育が注目されており、我が国では、国立教育政策研究所が「21世紀型能力」として、「基礎力」「思考力」「実践力」の育成を提案しています。

これらの動きは、知識や技能の習得を学びのゴールとするのではなく、状況や課題に応じてそれらを活用し、また、様々な人とコミュニケーションをとりながら協働的に問題解決に当たる資質や能力が、社会を構成する私たち一人一人に必要とされる時代を迎えているという共通認識に基づいています。このような動きは、さらに広がりを見せていくものと考えられ、変化し続ける今日、必要な知識、態度、社会的責任、円滑な人間関係を維持するための能力を身に付けることが益々求められてまいります。

私は、このような社会の要請を念頭に、多くの人との対話と研鑽を積み重ね、本市の特性を生かしながら、新しい時代の人づくりと

教育・文化の質的向上に力を尽くしてまいりたいと考えております。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心より、お願い申し上げます。

●議長小関勝教君 次に日程の第6、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第5号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

●議長小関勝教君 次に日程の第11、議案第5号美唄市行政不服審査会条例制定の件ないし日程の第36、議案第30号美唄市看護師等修学資金条例の一部改正の件及び日程の第37、議案第43号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件ないし日程の第39、議案第45号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上29件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第5号美唄市行政不服審査会条例制定の件であります。

本件は、処分に関し国民が行政庁に不服を

申し立てる制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政不服審査法関連三法が平成26年6月13日に公布され、行政不服審査法については、施行日を平成28年4月1日として処分に関与しない職員による審理手続及び第三者機関への諮問手続が導入されることとなることから、本市における第三者機関である美唄市行政不服審査会の設置について、条例を制定するものであります。

次は、議案第6号美唄市行政不服審査法関係手数料徴収条例制定の件であります。

本件は、行政不服審査法関連三法の公布により、行政不服審査法に係る写しの交付手数料について、審査請求人等は、審理員等に対し提出された書類の閲覧だけではなく、当該書類の写しの交付を求めることができるようになり、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されたことから、当該書類の写しの交付について手数料を徴収するため、条例を制定するものであります。

次は、議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件であります。

本件は、行政不服審査法関連三法の公布により、処分に関する不服申立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から、現行の行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例においても整備を行うものであります。次は、議案第8号美唄市職員定数条例の一部改正の件であります。

本件は、平成20年度に見直しを行った現行の美唄市職員定数条例について、現在の職員

数との乖離があることから、改正を行うものであります。

次は、議案第 9 号美唄市職員の退職管理に関する条例制定の件であります。

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正において、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられたことから、退職管理の円滑な実施を図るため、新たに条例を制定するものであります。

次は、議案第 10 号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件であります。

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、条文中の引用条項の変更及び人事評価制度の導入等に伴う改正等を行う必要があることから、関係条例の整備を行うほか、現行の行政不服審査法の全部改正に伴い必要な改正を併せて行うものであります。

次は、議案第 11 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、平成 27 年の人事院勧告に基づき、一般職の給与条例改正が行われたことから、一般職の改正に準拠し、期末手当の改正を行うほか、本市の財政状況が財政健全化計画終了後においても厳しい状況が続くと見込まれることから、特別職及び教育長の新たな給与削減措置を実施するため、必要な改正を行う

ものであります。

次は、議案第 12 号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、給与に関する条例に級別標準職務表を規定することとされたこと、また、条文中の引用条項に変更があったことから必要な改正を行うほか、本市の財政状況が財政健全化計画終了後においても厳しい状況が続くと見込まれることから、新たな給与削減措置を実施するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 13 号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、労働者災害補償保険法による年金たる保健給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合の調整率に変更となったことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 14 号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件であります。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする美唄市過疎地域自立促進市町村計画を定め、本市における必要な過疎対策を講じようとするものであります。

次は、議案第 15 号美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正の件であります。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う失効期限の延長により、新たに平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする美唄市過疎地域自立促進市町村計画を策定

することから、美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例において、現行の計画名を引用している条文について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 16 号美唄市青少年育成基金条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市青少年育成基金の活用について、ふるさと納税による寄附額の増加等に鑑み、その範囲を見直し、青少年の幅広い活動に対し支援を行うことができるよう条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第 17 号アルテ ピアッツァ 美唄条例の一部改正の件であります。

本件は、アルテピアッツァ美唄の美術館としての位置付けを明確にし、これまで行ってきた芸術文化の振興を基本に、さらに多様な交流を広げ質の高い文化の創造に寄与するため、必要な改正を行うほか、附則において議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例及びアルテ ピアッツァ美唄整備基金条例についても必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 20 号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、近年、家庭用の新たな火気設備及び器具が流通してきたことから、当該火気設備及び器具への対応を図るため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 21 号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、平成 28 年度与党税制改正大綱にお

いて、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたこと、行政不服審査法の全部改正、美唄市財政健全化計画及び美唄市土地開発公社の解散に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の主なものについて申し上げますと、固定資産税及び軽自動車税では、財政健全化計画策定時に増率した超過税率を財政健全化計画前の税率に変更したこと、市民税及び特別土地保有税の減免について、平成 28 年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたこと、その他、行政不服審査法の全部改正及び土地開発公社の解散に伴い必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 25 号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、国の基準の改定により、へき地保育所保育料について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 26 号美唄市介護保険条例の一部改正の件であります。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、介護保険法の所要の整備等が行われ、条例中における法令の引用条項の規定を整備しようとするものであります。

次は、議案第 28 号市道路線の廃止の件であります。

本件は、北沼西 9 線について、国営農地再編整備事業に伴い、道路法の規定により廃止するものであります。

次は、議案第 29 号財産購入の件であります。

本件は、ロータリ除雪車一台を、議案記載のとおり購入しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 30 号美唄市看護師等修学資金条例の一部改正の件であります。

本件は、市立美唄病院において、近年必要看護師数を確保できない状況が続いており、持続可能な地域医療体制を確保する観点から、看護師の必要人員確保のため、修学資金貸与金額の改定等、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 43 号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件及び議案第 44 号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件であります。

これらの案件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置等について規定する所要の改正を行うものであります。

次は、議案第 45 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、労働者災害補償保険法による年金たる保健給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合の調整率に変更となったことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 22 号から議案第 24 号及び議案第 27 号 指定管理者の指定の件であります。

これらの案件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第 18 号「美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館」の指定管理者には、特定非営利活動法人 美唄市文化協会を、議案第 19 号「美唄市宮野球場、美唄市宮陸上競技場、サン・スポーツランド美唄」の指定管理者には、株式会社アンビックスを、議案第 22 号「美唄市一般廃棄物最終処分場、美唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般廃棄物ストックヤード」の指定管理者には、有限会社北美環境管理を、議案第 23 号「美唄市リサイクルセンター」の指定管理者には、公益社団法人美唄市シルバー人材センターを、議案第 24 号「美唄市南美唄福祉会館」の指定管理者には、美唄市南美唄福祉会館運営委員会を、議案第 27 号「美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場」の指定管理者には、株式会社アンビックスを、それぞれ指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、いずれも平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 ただいま提案理由の説明がありました議案第 5 号ないし議案第 30 号及び議案第 43 号ないし議案第 45 号の以上 29 件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたし

たいと思います。

これより、議案第 5 号ないし議案第 30 号及び議案第 43 号ないし議案第 45 号の以上 29 件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 5 号ないし議案第 20 号及び議案第 45 号の以上 17 件は、総務・文教委員会に、議案第 21 号ないし議案第 30 号、議案第 43 号及び議案第 44 号の以上 12 件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第 40、議案第 31 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 10 号）ないし日程の第 51、議案第 42 号平成 28 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 12 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 31 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 10 号）であります。

本件は、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条繰越明許費、第 3 条債務負担行為について補正しようとするものであります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3,965 万 8,000 円を増額補正し、補正後の予算総額を 180 億 230 万 4,000 円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、株式会社ベル・カントが解散・清算したことに伴う分配金を交流拠点施設整備基金に積立てる「基金積立金」を計上いたしました。

衛生費には、平成 27 年度からスタートした岩見沢市広域焼却施設における燃やせるごみの処理費用について、構成市町である岩見沢市、月形町のごみ量が計画より少なかったことから、本市の負担割合が増加したため、負担金額を増額する「ごみ広域処理焼却施設管理運営事業」を計上いたしました。

農林費には、農地中間管理機構に農地を貸し付け、農業経営を転換又は離農した農業者に対して、国の経営転換協力金を交付するため経費を増額する「農地中間管理事業受託等事務」を計上いたしました。

商工費には、独立行政法人中小企業基盤整備機構から取得した空知団地の一部を平成 27 年度中に売却したことから、繰り上げ償還をするため、経費を増額する「空知団地管理事業」を計上いたしました。

諸支出金には、本年度決算において、2,205 万 1,000 円の資金不足が見込まれることから、資金不足を解消するため、追加繰入を行う「水道会計支出金」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、対応する財源として、地方交付税、道支出金、財産収入、繰越金及び諸収入を増額補正し財源対応をいたしました。

第 2 条繰越明許費の補正につきましては、当初歳入歳出予算に計上している「食料供給基盤強化特別対策事業」の一部が、平成 27 年度中に事業が完了できないため、繰越明許費

の設定を行うものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、本定例会に提案している各施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を設定するほか、桂沢水道企業団に対し浄水場更新事業に伴う市の負担金として出資するため、新たに債務負担行為を設定するものであります。

次は、議案第32号平成27年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

本件は、水道料金改定に伴う給水収益について増額すること、資金不足に伴う補てん財源として、一般会計から補助金の繰り入れを行うこと、及び消費税について補正しようとするものであります。

補正内容について申し上げますと、予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入につきましては、給水収益を5,800万8,000円、他会計補助金を2,205万1,000円増額し、収益的収入を6億174万6,000円に、また、支出につきましては、消費税を659万2,000円増額し、収益的支出を6億2,866万4,000円にしようとするものであります。さらに、予算第8条に定めた他会計からの補助金について、補助金を受ける金額を2,684万7,000円にしようとするものであります。

次に、平成28年度各会計予算について申し上げます。

平成28年度の予算編成につきましては、国の経済対策に配慮しながら将来を見据えたまちづくり施策の推進と健全な財政運営のために、抑制基調としながらも、

びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の実現を目指し、

地域経済の活性化、環境（ごみ処理・都市基盤）の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点施策として、限られた財源の中で、事業の選択と集中を図り、所要の事業について予算計上したところです。

この結果、全会計の予算の総額は、283億541万7,000円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第33号平成28年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を157億4,256万7,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務などを、総務費には、移住・定住促進事業や美唄市バス路線維持費補助事業、防災資機材等整備事業などを、民生費には、低所得の高齢者向け給付金給付事業や生活困窮者自立支援事業などを、衛生費には、乳幼児等医療費助成事業や市立美唄病院及び保健福祉総合施設整備計画策定事業を、労働費には、ふるさとハローワーク就労促進支援事業などを、農林費には、多面的機能支払交付金事業や中心経営体農地集積促進事業などを、商工費には、農商工連携推進助成事業や特産品情報発信促進事業、地域資源を活用した観光地づくり推進事業などを、土木費には、道路新設改良事業や都市計画街路整備事業、道路ストック総点検（橋りょう）事業などを、消防費には、消防水利整備事業や消防施設整備事業

などを、教育費には、スクールバス更新事業や体育施設整備事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などを、それぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第34号平成27年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を4,801万7,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、4,701万7,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、1,205万6,000円を計上しました。

第2条から第3条までは、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第35号平成28年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を40億9,352万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、

保険給付費に、25億4,348万9,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、国庫支出金に、9億7,375万2,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第36号平成28年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、19億1,446万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に、5億2,822万3,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市債に、6億5,570万円を計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第37号平成28年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、26億5,392万3,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、24億4,425万7,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に、7億576万9,000円を計上し

ました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第38号平成28年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億3,540万2,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に、1億8,768万4,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に、2億1,008万8,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第39号平成28年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、7億6,535万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に、7億5,398万8,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に、2億4,398万円を計上しました。

次は、議案第40号平成28年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数及び一日平

均患者数の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第41号平成28年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第42号平成28年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第31号ないし議案第42号の以上12件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第31号ないし議案第42号の以上12件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号ないし議案第42号の以上12件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

森川明議員、吉岡建二郎議員、

松山教宗議員、川上美樹議員、

楠徹也議員、本郷幸治議員、

吉岡文子議員、山崎一広議員、

桜井龍雄議員、谷村知重議員、

丸山文靖議員、土井敏興議員、

金子義彦議員の以上13人の議員を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第52、請願第1号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって請願第1号は、産業・厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長小関勝教君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時49分 散会